

寄付金等取扱規程

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人ジャパンハート（以下「当法人」という。）が受領する寄付金等の取扱いに関して必要な事項を定めることにより、寄付金等の適正な受入れ及び管理運営を図ることを目的とする。

第2条（定義）

本規程において「寄付金等」とは、寄付、募金、遺贈その他名目の如何を問わず、当法人が返還義務を負うことなく受領する金銭その他の財産権をいう。

2 寄付金等は、次の各号に区分する。

(1) 一般寄付金：寄付者が使途を特定せずに行う寄付金

(2) 指定寄付金：寄付者があらかじめ使途を指定して行う寄付金

3 寄付金等には、金銭のほか、物品、外国通貨、その他当法人が受領可能と認める財産を含むものとする。

4 当法人は、必要に応じて、物品寄付その他金銭以外の寄付について、その受入可否を判断することができる。

第3条（募集及び使途）

当法人は、常時寄付金等を募集することができる。

2 一般寄付金は、当法人定款に定める事業及びその運営上必要な管理費に使用することができる。

3 指定寄付金は、寄付者が指定した使途に従い使用するものとする。ただし、寄付金額の一部を、寄付募集、決済、管理その他当法人の運営に必要な合理的範囲の経費に充当することができる。

4 指定寄付金について、指定された事業の終了その他の理由により残余が生じた場合、又は当該事業への充当が困難となった場合には、当法人は、寄付者の意思を尊重しつつ、理事会の承認を経て、当法人の他の事業に使用することができる。ただし、別途寄付者との契約がある場合、その契約に従うものとする。

第4条（寄付金等の受入制限）

当法人は、寄付金等が次の各号のいずれかに該当するとき、又はそのおそれがあると認めるときは、その受入れを辞退し、又は受領後であっても返還その他必要な措置を講ずることができる。

(1) 法令又は当法人の定款若しくは規程に抵触するとき

(2) 当法人の業務遂行上支障があると認められるとき

(3) 当法人に著しい負担又は不利益を生じさせるおそれがあるとき

(4) 指定寄付金について、その使途が当法人の目的に適合しないとき

(5) 寄付者又は寄付に関係する者が、次のいずれかに該当するとき

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団関係企業

エ 総会屋、社会運動等標ぼうゴロその他これらに準ずる者

オ その他反社会的勢力

(6) 寄付者又は寄付に関係する者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(7) その他、当法人が寄付金等を受け入れることが適当でないと認めたとき

2 前項に基づき寄付金等を返還する場合において、寄付者本人への返還が困難であるときは、供託その他当法人が適切と認める方法によることができる。

第5条（領収書等の発行）

当法人は、寄付金等を受領したときは、法令上又は実務上著しく困難な場合を除き、遅滞なく領収書その他受領を証する書面を発行する。

2 領収書には、当法人名、寄付金額、受領日その他必要事項を記載するものとする。

3 継続的な定額寄付については、複数回分をまとめて領収書を発行することができる。

4 当法人が認定 NPO 法人である場合には、寄付者に対し、税制上の優遇措置に関する必要な案内を行うものとする。

第6条（寄付者への利益供与の禁止）

当法人は、寄付者又はその関係者に対し、寄付金等の対価として特別の利益を供与してはならない。

2 前項の規定は、寄付者への活動報告、礼状送付、芳名掲載その他社会通念上相当と認められる範囲の対応を妨げるものではない。

第7条（情報公開）

当法人は、法令及び当法人の定める方針に基づき、寄付金等に関する情報について適切に公開するものとする。

第8条（個人情報保護）

当法人は、寄付者に関する個人情報について、法令及び当法人の個人情報保護関連規程に基づき、適切に取得、管理及び利用するものとする。

第9条（遺贈及び相続財産からの寄付）

当法人は、遺贈又は相続財産による寄付について、必要に応じて弁護士、税理士その他の専門家の助言を受けながら、適切に受け入れるものとする。

2 遺贈又は相続財産による寄付については、寄付者の意思を尊重し、適切な管理及び使用に努めるものとする。

第10条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、2026 年 6 月 19 日より施行する。